

## 青森県災害リハビリテーション連絡協議会「会則」

### 【名称および事務局】

1. 本会は、青森県災害リハビリテーション連絡協議会（青い森 JRAT）と称し、弘前大学医学部附属病院リハビリテーション科（部）に事務局をおく。

### 【目的】

2. 本会は、青森県のリハビリテーション関連職種の連絡を密にし、青森県および全国の災害発生時の被災者の救済および、疾病予防、健康増進のために活動することを目的とする。

### 【組織】

3. 本会は、青森県理学療法士会、青森県作業療法士会、青森県言語聴覚士会、その他の個人および団体などで組織する。また、本会の目的に賛同する個人、行政機関、および医療・介護・福祉系の団体（職能団体など）と連携して、活動する。

### 【事業】

4. 本会は、目的を達成するために次の事業を行う。
  - （1）災害リハビリテーション支援チームの育成・組織化
  - （2）発災時の組織的かつ直接的な災害リハビリテーション支援
  - （3）災害リハビリテーションに関する教育・啓発・普及
  - （4）他の災害救助チームとの連携
  - （5）その他、目的を達成することに関連した活動

### 【運営委員会】

5. 本会には、以下の役員からなる運営委員会をおく。
  - （1）代表 1 名、副代表 1 名、事務局長 1 名、監事 2 名、運営委員 10 名程度
  - （2）代表、副代表、事務局長、監事は運営委員の互選とする。
  - （3）運営委員は第 3 条で示した 3 団体の代表者を中心に構成する。
  - （4）運営委員の任期は 2 年とする。ただし、再選は妨げない。
6. 運営委員会は、必要に応じて代表が招集する。

### 【運営委員の職務】

7. 運営委員会に所属する運営委員の職務を以下に示す。
  - （1）代表は、この会を統括し、会議の時は議長となる。
  - （2）代表が上記任務を遂行できないときは、副代表が代行する。また事務局長とともに代表の補佐に努める。

**【予算】**

8. 年間の活動費(事務費、通信費、研修会等開催経費など)として、青森県理学療法士会、青森県作業療法士会、青森県言語聴覚士の 3 団体および関連団体から分担金を募る。分担金額は附則に定める。会計年度は、4 月 1 日より、翌年の 3 月 31 日とする。

**【その他】**

9. 本会則は、運営委員会の合議をもって、円滑かつ適宜に修正することができる。

**【附則】**

分担金額は 1 万円とする。

本会則は、2018 年 11 月 8 日に運営委員会で承認され、同日から施行する。

2021 年 3 月 14 日 下線部改定